東京都立産業技術大学院大学教育研究環境の整備に関する方針

東京都立産業技術大学院大学では、IT エンジニアやデザインエンジニア、事業イノベーターといった高度専門職業人を育成するという本学が掲げる理念・目的を実現するために、教育研究環境の整備に関する方針を以下のとおり定めます。

１　施設・設備の整備

・ 学生の学修及び教員の教育研究活動を推進するために、十分な施設・設備を整備するとともに、その維持・管理を行い、安全・衛生を確保する。

２　図書館の整備

・ 学生の学修及び教員の教育研究活動を支援するため、専門書、学術雑誌等の資料を収集するとともに、電子情報（データベース、電子ジャーナル、電子ブック）等の充実を図り、学術情報基盤としての付属大学図書館の機能強化を図る。
・ 社会人の学修の利便性に配慮した図書館利用環境の整備に努める。
・ 図書、学術情報サービスを提供するため、資料及び情報リテラシー教育等の専門的な知識を有する者を配置する。

３　情報通信環境の整備

・ 高度専門職業人育成のため学生の学修及び教員の教育研究活動が円滑かつ効果的に行えるように、情報通信環境の整備・管理を行う。
・ 「東京都公立大学法人情報セキュリティ規程」に基づき、情報の保全及び管理を行う。

４　研究環境の整備

・ 産学連携の教育研究活動における人的支援体制の整備、強化を図るため、OPI

（オープンインスティチュート）を設置し、研究支援人材を配置する。

・ 専門職課程の高い実践性と学術性を有する成果創出を図るため、科学研究費補助金等の競争研究資金の獲得及び採択案件の管理を支援する。

5　研究倫理遵守体制の整備

・ 適正な研究が行われるように研究倫理遵守に関する制度を構築し、「東京都立産業技術大学院大学研究安全倫理委員会規程」及び関連規程を定め、必要な手続きを教職員に周知する。
・ 公的研究費の適正な運営・管理を実現するため、研究費等の取扱いに関する本学の基本方針に基づき、「東京都立産業技術大学院大学研究費の不正使用に係る調査手続等に関する取扱規程」を策定し、教職員が研究倫理を遵守するよう努める。
・ 研究費不正使用の防止及び研究活動における不正行為の防止の取り組みとして、「東京都立産業技術大学院大学研究費の不正使用防止に関する規則」並びに「東京都立産業技術大学院大学における研究活動の不正行為等の防止に関する規則」を遵守し、これらの規則に基づく研修を定期的に行う。
・ 実務担当者の更なる知見取得と技量向上を図るため、研究倫理に関する最新の情報や動向を把握し、その理解に努める。
・ 研究の信頼性及び公正性を確保するため、「東京都立産業技術大学院大学における研究者の行動規範」を策定し、教職員が研究倫理を遵守するよう努める。
・ 教員を対象に学内倫理研修及び研究倫理教育プログラムを実施する。
・ 学生に研究者倫理の規範意識を徹底するため、研究倫理関連科目を必修とするほか、研究倫理教育プログラムを実施する。